平成２７年（フ）第３２号
三重県多気郡明和町大字斎宮1144番地48
債務者　田畑　正人
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第４４９号
広島市安佐南区相田６丁目19番33号
債務者　森田　剛志
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８０号
長崎県諫早市飯盛町池下316番地、前住所長崎県諫早市飯盛町上原352番地１
債務者　永原　郁代
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２３０号
（住民票上の住所）大分県別府市大字鉄輪1008番地の１
債務者　小川由女美（旧姓小松崎）
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３３号
大分県別府市朝見２丁目22番37号　ミキハウス朝見102号
債務者　菅原　達也
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５０号
大分市高江南２丁目８番地の10
債務者　佐藤　和成
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８９号
沖縄県那覇市辻２丁目10番11号
債務者　宮城　和史
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２０５号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平348番地２　宮平ハイツ102
債務者　國仲　初雄
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２１１号
沖縄県浦添市内間５丁目５番26―201号　メゾンうちま第４
債務者　伊智　裕子
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２１５号
沖縄県那覇市松尾２丁目20番26号　シャトレ松尾305
債務者　糸数　　司
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２２０号
沖縄県浦添市仲西２丁目３番３―202号　コーポメルヘン
債務者　上原　英代
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３００号
仙台市青葉区片平１丁目２番35―902号
債務者　伊藤真紀代
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３９３号
仙台市青葉区川平３丁目44番８号　ロフティ川平102
債務者　柏木　文和
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
茨城県水戸市千波町1490番地の１　ヴェルドミールＡ棟101号
債務者　冨田　文子
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７０号
茨城県日立市大沼町４丁目９番11号（リライフ根道ヶ丘）
債務者　河邉　泰子
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１１０号
岐阜市白木町28番地１　（県営白木町住宅Ａ０棟　305号室）
債務者　平光　里恵
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２３５号
岐阜市長良宮口町１丁目１番地（ピッケル２Ｄ号室）
債務者　橋本　光広
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
岐阜地方裁判所